

子育て支援関係とは、以下を指します。

(1)地域保育コース（地域型保育）

- ① 家庭的保育事業の家庭的保育補助者
- ② 小規模保育事業 B型の保育士以外の保育従事者
- ③ 小規模保育事業 C型の家庭的保育補助者
- ④ 事業所内保育事業の保育士以外の保育従事者
- ⑤ 企業主導型保育事業の保育士以外の保育従事者
- ⑥ 地域保育コース（地域型保育）修了者の配置が認められる事業（一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児・病後児保育事業等）の従事者
- ⑦ 「保育所等における保育士配置特例」により、地域保育コース（地域型保育）修了者として朝夕の時間帯、長時間開所に配置される従事者

(2)地域保育コース（こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業））

- ①こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の保育士以外の乳児等通園支援従事者

(3)地域子育て支援コース

- ①利用者支援事業の専任職員（母子保健型に従事する者を除く）

(4)放課後児童コース

- ①放課後児童クラブにおける補助的職員

(5)社会的養護コース

- ①社会的養護関係施設等（児童養護施設、乳児院、児童家庭支援センター等）における補助的職員